

那覇市商店街誘客促進事業補助金 実施留意点

1 クーポン補助について

(1) イベント併用:

- ①主体となる誘客イベントとの併用が前提です。イベント補助+クーポン補助の合計額となります。
(※別表2参照)
- ②ハピ・トククーポンなど他のクーポンとの併用や、ホテルに宿泊することを条件にするなど、他の消費を伴う場合には、イベントを併用しないことも可能とします。
上記どれにも該当せず、クーポン補助だけでの利用はできません。

(2) 消費喚起:

公費による誘導率=誘導額(=補助を除く消費額)/公費補助

→ 3倍を下回らないこと!

5,000円 (公費)	10,000円 (利用者負担)
----------------	--------------------

消費額(=店の売り上げ)

←左例のプレミアム率、公費による誘導率

プレミアム率=50% (5,000円/10,000円)

誘導率=2.0倍 (15,000円-5,000円)/5000円)

↑誘導率が3倍に満たないので、プレミアム率を下げるか、他の消費を付帯させる必要がある。

(3) 多数還元:

クーポン補助は、利用できる店舗数や利用期間に応じて補助上限額が変わります。

(4) 収益のための資本としての利用は不可:

- ①クーポンの売り上げの一部を実施主体の収益としたり、補助金で購入した物品を販売して実施主体の収益にすることは不可。
- ②販売したのに使用されなかったクーポンは、返金期間を設けて返金に応じてください。
- ③イベントへの出店者から負担金を徴収して実施主体の収入とすることは可。(次年度以降の自主開催を目指すうえで積極的に取り入れてください。)

(5) クーポン券は、誘客につながるような販売方法にすること:

- ①店舗から販売してもらうなど、店舗にクーポンを配布するのは不可です。後日店舗から送付されたクーポンが、利用されたものか未利用なのかの区別がつかなくなります。
- ②あらかじめ通り会窓口などで販売する、イベント会場で販売するなどのほか、ホテルと連携して、宿泊予約と交換で商店街で利用できるクーポンを配ってもらう、などの方法を考えてください。

2 協賛金補助について

- (1) 県外からの誘客が意図されていること。
- (2) 国や県などの補助金を利用している場合、ほかの補助金との併用が認められていること。
- (3) イベントが実施できない場合の協賛金の取り扱いについて確認すること。

3 補助金の交付について

(1) 申請額からの交付額の減額:

事業の内容、誘客予想数、参加店舗数、波及効果(プレミアム率)、予算残額などを審査して、交付額が申請額よりも減額されて決定されることもあります。減額にも対応できる事業計画とすること。

(2) 補助金の交付方法:

①協賛金に対する補助金:先払いにて交付することができます。

※イベントが開催されなかった場合は、イベント事業者から返還された協賛金は全額市に返還してください。イベントが開催されない場合の協賛金の取り扱いは審査でも考慮されますので、協賛事業者に確認しておいてください。

②クーポン券に関する補助金:クーポン券のプレミアム部分に係る経費のみ先払いとし、それ以外の経費は後払いとします。どちらも実績に伴い補助されます。

③イベント実施経費に関する補助金:後払い(実績払い)とします。

(3) 補助金の精算方法

先払い・後払いにかかわらず、実績確認のための挙証資料が必要です(以下は例)。

①イベント補助事業:かかった経費の領収書など

②クーポン補助事業:かかった経費の領収書、クーポン利用店舗への支払い書・受領証など

③協賛補助事業:イベント事業者からの協賛金受領の領収書、イベントの実績報告書など

4 その他

①新型コロナウイルス感染症の感染状況を見ながら実施してください。

②感染予防・対策に留意してください。